

**沖縄県モデル（医師偏在是正プラン）策定支援業務委託
(企画提案仕様書)**

第1 件名

沖縄県モデル（医師偏在是正プラン）策定支援業務委託

第2 趣旨

沖縄県では医師の多くが中南部に集中しており、離島および北部地域では医師確保が深刻な課題となっている。特に離島診療所は、離島住民の定住条件に大きな影響を与える重要な存在であることから、県としても離島診療所運営に関わる課題解決に積極的に取り組む必要がある。

現行の医師確保計画においては、各医療圏毎の目標医師数こそ設定されているものの、離島地域特有の実情（人員配置の困難性、勤務環境、特有の受療動向等）を詳細に反映しておらず、各離島の特性に寄り添った、より実効性の高い医師確保策の策定が急務となっている。

本事業は、主に離島地域に重点を置いた「沖縄県モデル（医師偏在是正プラン）」の構築を目的とし、国の施策との整合を図りつつ、離島における持続可能な医療提供体制を維持するための詳細な実態調査を実施し、医療政策に精通した専門家の知見を活用して可視化された客観的データに基づく現状分析や他県の離島対策事例との比較検討を行い、効果的なテクノロジー活用についても検証することで、現場の状況に即した実効性の高い政策立案を目指すため、企画提案を広く募集して最適な受託者を選定する。

第3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

第4 業務内容

本業務委託内容は、次の1～7のとおりとする。

1 沖縄県有人離島（20診療所）における外部環境調査

- (1) 医療需要分析（入院・外来、傷病別）
- (2) レセプトデータおよび消防本部救急データの分析
- (3) 外来機能報告・病床機能報告の分析
- (4) 国が提示する「新たな医師偏在指標」および「重点医師偏在対策支援区域」の候補区域案と、県独自の離島実態調査結果との比較・検証

2 沖縄県有人離島（20診療所）における医療機関調査

- (1) 医療機関に対するアンケート・ヒアリング調査（建物、人員、医療機器、現状課題等）
- (2) 病院・診療所別、二次医療圏別・主たる診療科別の医師偏在実態の把握
- (3) 統計情報によらない県独自調査が必要な評価指標案のデータ収集（将来の進捗管理用）

3 異島医療に関する他県事例調査（3県程度）

- (1) 他県事例における机上及びヒアリング（医育機関出身医師の地元・養成都道府県への定着促進策等）調査

- (2) 異島医療に有効なテクノロジー等事例の調査

4 沖縄県モデル（医師偏在是正プラン）の検討支援

- (1) 沖縄県モデル作成、策定（(2)との整合を図ること）

- (2) 医師偏在是正プランに求められる各種項目の作成、策定

ア 重点医師偏在対策支援区域の選定支援：国の新指標を踏まえ、県内で優先的に対策を進めるべき区域案および、事業（医師手当等）ごとの柔軟な対象範囲を策定する。

イ 新たな事業の構築：令和9年度以降の本格運用を見据え、支援対象医療機関の選定基準（考え方）や優先順位を含む施策パッケージを提案する。

ウ 独自管理者要件の策定：医師少数区域等での勤務経験に代わる「地域医療対策協議会で認められた幅広い経験」として認定すべき、沖縄県独自の認定基準案を作成する。

エ 評価指標（KPI）の定義：ガイドラインを参考に、本県で継続的にデータ取得が可能な「医師確保計画評価指標」を選定・定義する。

5 会議開催支援（3回）

地域医療対策協議会等への沖縄県モデル（医師偏在是正プラン）の中間報告及び最終報告

- (1) 会議へ提出する資料の作成（重点区域案、独自管理者要件案、事業案等を含む）

- (2) 会議への出席及び専門的な知見に基づく説明、委員からの意見を踏まえたモデル修正

6 プロジェクトマネジメント・事業報告書業務

- (1) プロジェクトマネジメント業務（定例会への参加・準備、進捗管理等）

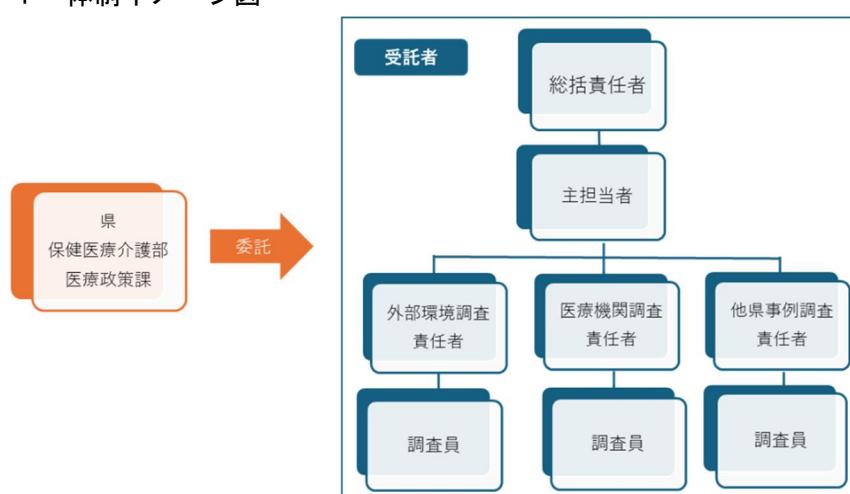
- (2) 実施報告書の作成

7 その他、政策策定等に必要な支援

- (1) 別途指示のある調査、資料作成、分析等

第5 業務進捗管理

1 体制イメージ図



※ 効率的な業務を行うにあつては、この限りではない。

2 スケジュール

本件の主な業務スケジュールは、次のとおり想定している。

※別紙2のとおり

第6 成果物の提出

本委託業務の受託者は、以下の成果物を契約期間内に沖縄県に提出すること。

- 1 委託業務報告書（A4版）冊子20部 概要版100部
- 2 上記1の電子データ
- 3 その他県が必要と認めるデータ書類等

第7 成果物の納品時期

受託者は、実績報告書に成果物（上記第6の各号）を添えて、履行期間末日までに県に提出するものとする。なお、別途、県が期日を定めて納品を求めた場合には、県の指示に従うものとする。

第8 著作権等

- 1 成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等、その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- 2 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- 3 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

第9 支出経費内訳書及び支出証拠書類の整理

- 1 支出経費内訳書は、人件費、直接経費（旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、外注費等）、再委託費、一般管理費の項目毎に作成し執行状況を整理すること。また、支出証拠書類は、各項目の支出経費内訳書に合わせて整理すること。
- 2 委託費の実績額は、各項目の消費税抜額を合算したものに、契約にかかる消費税の税率（10 パーセント）を乗じた額で算出すること。
- 3 後述第10の定めに基づき再委託を行った場合は、再委託に係る請求書、県の承認通知書、業者選定資料、発注書、見積書等の書類を整理すること。
- 4 一般管理費の算定は、受託者の規程に基づくものとする。ただし、契約の性質が委任・準委任にあたる再委託にあっては、当該再委託費に対する受託者の一般管理費を計上することはできない。

第10 再委託の制限等

- 1 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の 50 パーセントを超える業務
企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務
その他県が契約の主たる部分と決定した業務

2 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

3 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○再委託により履行する部分（うち、その他、簡易な業務）

資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計
その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

4 その他一般管理費に関する留意事項

再委託とは、契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任を含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを意味する。ただし、一般管理費の算定基礎から控除される再委託は、請負契約に係る経費は含まれない。

第 11 その他留意事項

- 1 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。変更する場合には、契約書の定めに基づき県と受託者の双方で協議等を行うものとする。
- 2 受託者は、事業の実施に当たり、県と適宜協議を進めていくものとする。
- 3 受託者は、経理管理に当たっては、法令及び沖縄県財務規則の定めに準じて、適正に執行する必要がある。
- 4 受託者は、業務着手に先立ち、実施計画書、責任者及び担当者の名簿を県に提出すること。
- 5 本業務委託契約に関するプロポーザル方式による委託先業者の公募は、令和 8 年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業となることから、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがある。
- 6 この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方で協議して定めるものとする。

沖縄県モデル（医師偏在是正プラン）策定支援業務 年間スケジュール

別紙2（企画提案仕様書第5 関連）

作業内容	令和8年									令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 沖縄県有人離島における外部環境調査												
(1) 医療需要分析（入院・外来、傷病別）	→											
(2) レセプトデータおよび消防本部救急データの分析	→	→	→	→								
(3) 外来機能報告・病床機能報告の分析	→	→	→									
(4) 国が提示する「新たな医師偏在指標」および「重点医師偏在対策支援区域」の候補区域案と、県独自の離島実態調査結果との比較・検証					→	→						
2 沖縄県有人離島における医療機関調査												
(1) 医療機関に対するアンケート・ヒアリング調査（建物、人員、医療機器、現状課題等）	→	→										
(2) 病院・診療所別、二次医療圏別・主たる診療科別の医師偏在実態の把握		→	→									
(3) 統計情報によらない県独自調査が必要な評価指標案のデータ収集			→	→								
3 離島医療に関する他県事例調査（3県程度）												
(1) 他県事例における机上及びヒアリング調査	→	→	→	→								
(2) 離島医療に有効なテクノロジー等事例調査		→	→	→								
4 沖縄県モデル（医師偏在是正プラン）の検討支援												
(1) 沖縄県モデル作成、策定										→		
(2) 医師偏在是正プランに求められる各種項目の作成、策定										→		
5 会議開催支援（沖縄県地域医療対策協議会等：3回）												
(1) 会議へ提出する資料の作成												
(2) 会議への出席・説明等					●		●	●			●	
6 事業報告書・プロジェクトマネジメント業務												
(1) 定例会（月1回を想定、対面とオンラインの組み合わせ）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(2) 実施報告書の作成										→		